

豊中市介護保険サービス事業所が負担する PCR 検査等の自主検査に係る 補助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うクラスターの発生により高齢者が罹患した場合、重症化する可能性が高く、非常に危険な状況となることから、当該感染症の拡大防止対策として、クラスター発生を未然に防止し、入所者・利用者並びに職員の安全確認と事業所内での感染拡大防止を行い、介護保険サービスを安定提供することを目的として事業者が負担する PCR 検査、抗原検査、その他新型コロナウイルス感染症に係る検査（以下「PCR 検査等」という。）の自主検査に係る支援金の交付を予算の範囲内において行う補助事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の事業所を運営する事業者とする。

- (1) 指定及び開設許可を受けて本市内に存する介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（以下「介護老人福祉施設等」という。）を運営する事業者。
- (2) 補助対象検査を実施する時点で指定を受けている本市内に存する通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（介護予防含む。）、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所（介護予防含む。）、小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防含む。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所介護相当サービス事業所及び通所型サービス A 事業所（以下「通所系サービス事業所」という。）を運営する事業者。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一つとして、補助事業者が負担する次の検査に係る経費とする。

- (1) 指定及び開設許可を受けて本市内に存する介護老人福祉施設等に初めて入所する者に対して、入所時点で新型コロナウイルス感染の有無を PCR 検査等の自主検査で確認した際の当該検査（令和2年(2020年)10月1日から令和4年(2022年)3月25日までの期間に実施した検査）。ただし、1人につき入所時の1検査のみを対象とする。
- (2) 補助対象検査を実施する時点で指定を受けている本市内に存する通所系サービス事業所の利用者及び職員が自主的に受ける PCR 検査等（令和3年(2021年)2月1日から令和3年(2021年)6月30日までの期間に実施した検査）。ただし、上記検査実施期間内における利用者及び職員1人につき月2回の検査までを対象とする。なお、検査は概ね2週間以上あけるものとする。また、利用者の検査を必ず含むものとし、職員の検査のみの場合は対象にはならないものとする。

(検査に対する支援金の額)

第4条 前条に規定する補助対象経費に対する支援金の額は、1人につき1検査に係る検査費用を対象とし、10,000円と実費のいずれか低い金額を上限とする。

(支援金の交付の申込等)

第5条 前条に規定する支援金の交付を受けようとする補助事業者は、第3条第1号に規定する検査費用の場合はPCR検査等支援金交付申込書兼請求書(様式第1号(介護老人福祉施設等))に、また第3条第2号に規定する検査費用の場合はPCR検査等支援金交付申込書兼請求書(様式第1号(通所系介護保険サービス事業所))に次に掲げる書類を添えて、市長に申込するものとする。

- (1) PCR検査等実施報告書
- (2) PCR検査等に係る負担額及びそれを事業者が負担したことを確認できる領収書等
- (3) その他市長が必要であると認めた書類

(支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による支援金の交付の申込があったときは、当該申込に係る書類等によりその内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、支援金の交付決定及び額を確定し、当該額を30日以内に交付するものとする。

2 市長は、支援金の交付決定及び額を確定したときは、PCR検査等支援金交付決定通知書(様式第2号)により、また、支援金の不交付の決定をしたときは、PCR検査等支援金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ支援金の交付申込のあった補助事業者に通知するものとする。

(個人情報保護)

第7条 第5条に規定する支援金の交付を受けようとする補助事業者は、PCR検査等に伴い、個人情報を取り扱うときは個人情報の保管及び利用に関して、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の漏えいの防止に十分配慮すること。
- (2) 事業の目的以外で個人情報を利用しないこと。
- (3) 個人情報を第三者に提供しないこと。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、交付決定を受けた事業者に対し、期限を定めて当該返還金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)2月1日から実施する。

附 則

1. この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から実施する。
2. 令和3年(2021年)3月31日までに実施した検査に係る補助金については、なお従前の例による。